

JA 豊橋 第二事業所 冷蔵設備設置工事に係る一般競争入札公告

豊橋農業協同組合が発注する「JA 豊橋 第二事業所 冷蔵設備設置工事」について一般入札を行いますので公告します。

なお、参加資格申請書様式・詳細につきましては、本公告と併せて掲載しておりますので、ご確認ください。

令和7年8月1日

豊橋農業協同組合

代表理事組合長 伊藤友之

【一般競争見積】

施主（県連・県本部）→業者

様式 28

製造請負工事

公告（製造請負工事）

次のとおり一般競争見積に付します。

令和7年 8月 1日

事業実施主体

豊橋農業協同組合

代表理事組合長 伊藤友之

1. 競争見積に付する事項

- (1) 事業主体：豊橋農業協同組合
- (2) 補助事業名：新基本計画実装・農業構造転換支援事業
- (3) 工事名：JA 豊橋 第二事業所 冷蔵設備設置工事
- (4) 工事場所：豊橋市伊古部町字東荒子 183 番地 1
- (5) 工事概要：出荷冷蔵庫設置工事 一式
- (6) 工期：着工：令和7年 11月 4日
完成：令和8年 2月 27日
引渡し：令和8年 2月 27日
- (7) 工事請負契約締結：
本事業は、施工管理を含め、施主代行を農協連（県連・全農）に委託しておこなう。
よって、全農所定の工事指図書（工事請負契約約款添付）、工事受注確認書により、全農と契約する。
- (8) 見積事項：製造請負工事請負金額

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。（別紙「申立書」を提出すること）
- (2) 経常利益が直近3か年間連続赤字ではない者であること。
- (3) 直近年度の「経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書」の総合評定値 P が 719 点以上であること。

(注) 全農が定める「建築工事指名入札参加資格審査基準」に準拠する。
- (4) 再生・更生手続をおこなった者でないこと（手続終了後 10 か年を経過した者を除く）。
- (5) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、本工事のおこなわれる当該地域において行政ならびにその関係機関から工事請負契約に係る指名停止を受けていないこと。
- (6) 過去1年間、会計検査院から不当事項として指摘された工事等に関与していない（又は関与していた）ことを申し立てること。

- (7) 対象工事と同種の工事の元請施工実績があること。なお、実績の対象期間は過去 10 年分（過去最大 15 年までとする）まで認める。JV の場合は出資比率が 20%以上の工事に限って認める。
- (8) 上記（1）～（7）の条件を満たしていても、基本設計書等の条件を満たしていないとき、また提出を求めた書類等について提出がない場合には競争参加資格はないものとする。

3. 競争見積手続等

(1) 担当窓口（施工管理）

名 称：愛知県経済農業協同組合連合会

住 所：愛知県安城市今本町東向山 6-1

電 話：0566-96-0085

施工管理担当者：細野 智史

補助者：

所 属：設計事務所 地域担当

(2) 競争見積説明書の交付期間、場所及び方法

ア. 期間：令和 年 月 日（ ） 時 ～ 令和 年 月 日（ ） 時

イ. 場所：現場説明会にて交付する

ウ. 電話：

(3) 一般競争見積参加資格申請書（以下「申請書」という。）及び参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期間、場所及び方法

ア. 期間：令和 7 年 8 月 4 日（月）9 時 ～ 令和 7 年 8 月 19 日（火）12 時

イ. 場所：JA 豊橋 総合企画部 企画課

ウ. 方法：上記場所に持参のこと。

(4) 見積設計参加資格確認通知書の提出、場所及び方法

ア. 日時：令和 7 年 8 月 21 日（木） 12 時まで

イ. 方法：書面（eメール送信）をもって通知する。

(5) 現場説明会

ア. 日時：令和 7 年 8 月 27 日（水） 9 時

イ. 場所：JA 豊橋 本店（説明後、現場へ移動します）

(6) 見積設計仕様書・標準見積書の提出日時、場所及び方法

ア. 日時：令和 7 年 9 月 11 日（木） 14 時まで

イ. 場所：JA あいち経済連 設計事務所 地域担当 細野まで

ウ. 方法：上記場所に持参のこと。

(7) メーカー説明会（必要に応じて開催）

ア. 日時：令和 年 月 日（ ） 時

イ. 場所： 開催しない

(8) 一般競争見積参加資格確認通知書の提出、場所及び方法

ア. 日時：令和 7年 9月 16日（火） 14時まで

イ. 方法：書面（eメール送信）をもって通知する。

(9) 競争見積の日時及び場所並びに見積書の提出方法

ア. 日時：令和 7年 9月 18日（木） 10時

イ. 場所： JA豊橋 本店

ウ. 方法：上記場所に持参のこと。

4. 見積の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のおこなった見積、申請書、参加資格確認資料、見積設計仕様書、標準見積書に虚偽の記載をした者のおこなった見積及び見積に関する条件に違反した見積は無効とする。

5. 落札者の決定方法

目標価額（予定価格）の制限の範囲内で最低の価額をもって有効な見積をおこなった者を落札者とする。

6. 苦情申立て

本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続きに関し、当事業主体に対し苦情申立てをおこなうことができる。

7. その他

詳細は競争見積説明書による。

以上

一般競争見積参加資格申請書

令和 年 月 日

(施主)

豊橋農業協同組合

代表理事組合長 伊藤 友之 殿

(業者)

会社名

代表者名

印

貴事業主体より公告のあった JA豊橋 第 事業所 冷蔵設備工事に係る標記競争見積参加資格について、下記の通り申請します。

記

1. 公告日 : 令和7年 8月 1日
2. 補助事業名 : 新基本計画実装・農業構造転換支援事業
3. 工事名 : JA豊橋 第 事業所 冷蔵設備設置工事
4. 添付書類
 - (1) 業務報告書(決算書)
 - (2) 建設業許可通知書(写)
 - (3) 工事経歴書(直近3年間分)
 - (4) 技術職員名簿
 - (5) 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書(直近3年間分)
直近年度の総合評定値P= 点(〇点以上であること)
 - (6) 対象工事と同種の工事の元請施工実績(過去3年間分)
 - (7) 納税証明書
 - (8) 申立書 2種
 - (9) 誓約書 2種

以上

誓約書

令和 年 月 日

(施主)

豊橋農業協同組合
代表理事組合長 伊藤 友之 殿

(代行者)

愛知県経済農業協同組合連合会
代表理事理事長 田中 徹 殿

(見積提出者)

住 所 _____

商号又は名称 _____

代 表 者 _____ 印

工 事 場 所 愛知県豊橋市

工 事 名 JA豊橋 第 事業所 冷蔵設備工事

当社は上記工事の競争見積参加にあたり、落札の有無にかかわらず、要項書ならびに仕様書および関連する各法令に従い、下記の内容を遵守することを誓約いたします。

記

1. 当社が施主および代行者に完成引渡しした施設およびそれに含まれる機械・工事材料ならびに施工方法について、当社は自ら産業財産権もしくは実施権を有し、他の産業財産権、その他の権利を侵害しないこと。
2. 前項に関し、万一損害賠償または補助金返還等の事態を生じたときは、施主および代行者の事業に支障のないよう当社の責任において解決すること。
3. 当社は、前項の事故による損害が施主および代行者に発生する場合はその賠償の責任を負い、将来に渡って施設が使用可能な状態を維持すること。
4. 当社は、当競争見積に関係する産業財産権に関する紛争は、本競争見積の参加業者間で解決するものとし、施主および代行者に対して直接に訴え、提起、その他一切の請求を行わないこと。

以上

契約に係る指名停止に関する申立書

令和 年 月 日

豊橋農業協同組合

代表理事組合長 伊藤 友之 殿

所在地

称号又は名称

代表者

印

当社は、貴殿発注の工事請負契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について現在、農林水産省の機関及び愛知県から工事請負契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

(注1) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分局並びに農林水産技術会議事務局筑波事務所をいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

(注2) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な機関を経過した場合は、この限りではない。

不当事項として指摘された工事等への関係の有無に係る申立書

令和 年 月 日

豊橋農業協同組合

代表理事組合長 伊藤 友之 殿

所在地

称号又は名称

代表者

印

当社は、貴殿発注の工事請負契約の競争参加に当たって、過去1年間、会計検査院から不当事項として指摘された工事等に関与していない(又は関与していた)ことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

誓約書

令和 年 月 日

豊橋農業協同組合
代表理事組合長 伊藤 友之 殿

住 所 _____

商号又は名称 _____

代 表 者 _____ 印

工事名 _____

表記の工事においては、工事を施工する建設業者について社会保険関係法令の遵守を徹底する観点から、下記のことを誓約します。

記

次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務がない者を除く)をすべての次数において下請負人とししないこと。

1. 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
2. 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
3. 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

以上